

ガス供給管内管及び給水装置工事の申請及び工事の留意点

令和8年4月

上越市ガス水道局供給計画需要家設備係

1 工事申込申請及び竣工申込

- (1) 局への工事申込申請（仮設工事も含む）、受付BOXへの投函及び事前協議等は、原則午前中とする。

設計事務所等の同席が必要な場合等、長時間の協議が予想されるものについては午後も可能とするが、事前に担当者に連絡を入れてから行うものとする。

- (2) 掘削工事を計画する場合は、局に申込みを行う前に他埋設物（INPEX パイプライン・NTT・東北電力・工業用水・公共下水・消雪パイプ等）の確認を行い、必ず工事着手前に他の地下埋設物占有者との立会いを行うこと。特に INPEX パイプラインの埋設路線は舗装切断を行っただけでも未照会工事となり、指導の対象となるため、十分注意すること。

- (3) 用水等の上越し・下越し配管等を施工する場合は、当該用水の管理者の許可が必要となるため、事前に協議を行うこと。

- (4) 水道のメーター選定について各口径の最大流量を超えないように選定してください。

メーターの 型式	接線流羽根車式				縦型 軸流 羽車式	縦型 ウォル トマン	電磁式		
	接続口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
定格流量 (m^3 /時)	2.5	4.0	6.3	10	16	50	100	160	400
日量最大流量 (m^3 /日)	12	20	30	50	80	250	1,920	3,360	7,800
1か月当たり (m^3 /月)	100	170	260	420	700	2,600	57,000	100,800	234,000

- (5) オール電化住宅等に建替え又はリフォームし、ガスメーターを含むガス設備の撤去を行う場合には、以下のとおり実施すること。
- ① ガス料金は日割り精算を行うため、お客様の工事日が決まり次第、お客様ご本人から「料金センター」にガス閉栓の手続きを連絡してもらうこと。
 - ② ガスを使用しない住宅に建替え等した場合は、PE管以外は原則本管上にて供給管の不用管処理を行うこと。
 - ③ 供給管の不用管処理費用は局負担となるが、計量器の撤去及び局への入庫費用、灯外・灯内内管の撤去費用はお客様の負担になることを説明すること。
 - ④ 供給管は撤去するが、やむを得ず内管を残置する場合は、残置管内を空気にて置換のうえ、両端閉塞措置を行い、管内にガスが残らないようにすること。
- (6) ガス・水道本管負担金について
- ・ ガス…頸城区の一部（松橋）に均等割り工事負担金あり。
 - ・ 水道…本局及び東部営業所管轄内に負担金設定箇所広域図があり。
- いずれの場合も、事前確認（協議）のうえ申請すること。
- (7) 単価表にないものを計上する場合、必要に応じて、図面、数量内訳及び見積書（宛先は当局）を添えて協議すること（特殊積算にて算出）。
- (8) 申込書兼竣工書の記載漏れが見受けられますので、以下の点に留意すること。
- ① 表面の施設番号の記入を徹底すること。撤去工事及びリフォーム並びに既設引込ありの土地に新築する場合必ず調査のうえ記載すること。
 - ② 表面の工事種別、工事代金欄（1又は2）、ガス基本資格及び付加資格、【仮工事申請】有・無、【事前協議】有・無において、該当箇所をマルで囲むこと。
 - ③ ガス工事を行う場合、建物区分をマルで囲むこと。
- (9) 新設工事竣工報告時に、申込書兼竣工書へ住居表示を記載すること。
- (10) 工事申込申請～工事許可まで概ね1週間程度の期間が必要となるため、工事日程を考慮し、早めの申請・協議を行うこと。
- (11) 事前協議を行った工事について、ガス水道装置工事申込書兼申請書の「事前協議」欄へ概要を記入すること。ただし、その後の局内審査により、事前協議事項に追加や変更が生じる場合もあるため、返送された申請書（図面等を含む）を必ず確認すること。
- (12) 工事完了後、速やかに竣工報告を行うこと。
- ① 自社検査終了後、7日以内に竣工書類を提出すること。
 - ② 竣工書類提出後、14日以内に竣工検査*を受けること。

※ 同じ現場で、排水設備の検査がある場合、できるだけ同じ時間に実施できるように、調整すること。

【注】工事申込日から 270 日を経過しても竣工報告が無い工事がある場合は自動受付停止となるため、あらかじめ 270 日を超過することが予測される工事は局に連絡すること。

(13) 仮申込工事について

ガス漏れ修理、漏水修理、他工事切り回し等の理由により、書類提出が間に合わない場合の「緊急的な工事」の受付であり、システム入力後に当局に必ず電話にて工事概要を説明・報告すること。また、システムで「工事許可=仮工事中」を確認してからの着手が基本となる。なお、夜間や休日を実施する「緊急的な工事」の場合は、翌日以降の営業日の午前中までにシステム申請すること。

なお、建物解体等で緊急性の無い工事は、通常の工事申請にて事前審査を受けること。

(14) 解体に伴うガス水道閉塞箇所について

建物解体後の土地利用の聞き取りを確実にを行うこと。解体後にガス水道引込済みの宅地として販売が予定される場合は、民地内閉塞処理となるが、駐車場利用等でガス水道の使用見込みがない場合は、ガス用 P E 管の融着接合以外は本管上で不用管処理を行うこと。

民地内閉塞工事を行った際、竣工報告時に閉塞箇所の写真（閉塞作業前・閉塞後・埋戻し後[表示杭等が分かるように]）を提出及び止管箇所のオフセット図を提出すること。

また、今後、住宅の建築が見込まれない宅地については、不用管処理を基本にお客様と協議すること。

(15) ガス内管工事士の保有資格に合った工事内容であることを確認すること。

(16) 申込書兼竣工書の表面「付近図」「建物外形図（1/500）」及び添付書類の平面図について、以下の点に留意すること。

- ① 原則、北を上方とし、方位の記入も行うこと。
- ② 平面図に建物が入らない場合のみ別紙への記入を可とする。
- ③ 付近図、建物外形図に添付する地図及びマッピングシステム図（ガス・水道管共に記載すること）は、出来るだけ最新の情報を貼付すること。造成等で形状が変わっている箇所は、手書きで修正し提出すること。（チラシやパンフレット。著しく古い住宅地図は不可。）

- ④ 建物解体の場合、建物外形図の建物を消すこと。
- ⑤ 新築、建替の場合、建物外形図は建築図面を 1/500 にし糊付けし提出すること。
- ⑥ ガス・水道メーター移設の場合、建物外形図のメーター位置を修正すること。
- ⑦ 建物外形図と平面図のガス・水道位置が一致していること。
- ⑧ 取出工事や民地内閉塞工事等において、平面図（竣工図）にオフセットを記入すること。
- ⑨ 民地内閉塞工事において、写真（閉塞作業前・閉塞後・埋戻し後[表示杭等が分かるように]）を提出すること。

(17) 平面図及び断面図は、縮尺設定を行うが、配管立体図は S=Free でも著しく形式を逸脱したものにならないように注意すること。

(18) エコキュート単独基礎下又は玄関の階段下等、修繕時等に支障となる場所へは、屋内管（水道）のメイン管を布設しないこと。

(19) ガス・水道メーター設置位置は検針、取替え及び維持管理が将来ともに容易に行えるように十分考慮すること。併せて、水道メーターについては、道路と宅地の境界に近接する箇所に設置すること。

2 メーター関連

(1) 本局の本設メーター出庫及び撤去メーターの入庫は、以下のとおりとする。なお、営業所については従来どおりの取扱いとする。

項目	説明
出入庫日	月曜日・水曜日・金曜日(祝・祭日を除く)
時間	午前 9 時～午前 12 時 30 分
その他	指定工事事業者ごとの番号予約制としておりますので、前日までに出入庫の個数分をオンライン予約してください。

(2) ガス・水道メーターを撤去した場合は、速やかに局に入庫すること。その際、入庫伝票及び開閉栓伝票には施設番号及び装置工事の受付番号を記載すること。

(3) ガス・水道メーターの逆取付けに注意すること。

(4) 仮設水道メーターの破損防止措置を徹底すること（凍結防止・車両による破損防止）。

- (5) 料金センターへの開閉栓伝票について、以下の点に留意すること。
- ① 新設の場合、メーター位置の記載（住宅地図等貼布）
 - ② 新設の場合、メーター用途・需要家情報（建物区分・構造）の記載
 - ③ 料金支払者の連絡先電話番号欄への記入
 - ④ 装置工事受付番号の記入
 - ⑤ 既施設番号が存在する場合は、必ず記入
 - ⑥ 提出年月日の記入
- (6) ガスメーター出庫前に設置されたガス消費機器の消費量及び温水暖房の有無を再度確認すること（当初予定の消費機器が変更され、能力不足となることがあるため。）。
- (7) ガス・水道メーター入出庫伝票について、以下の点に留意すること。
- ① 新設以外は施設コードの記載をすること。
 - ② ガスメーター撤去の場合は、内容欄の「民地止め」「本管止め」「撤去のみ」いずれかを丸で囲い、「民地止め」の場合は内容欄「その他」のカッコ内に管種、口径を記入すること。
 - ③ ガス・水道メーター入庫時には必ず装置工事受付システムの受付No.を記入すること。（仮工事であっても工事許可前にガス・水道メーターを外さないこと。）
- (8) ガス・水道メーターを移設したときは、必ず料金センターに移設した場所を報告すること。

3 工事関連

- (1) 取出し工事の掘削延長について
- 最低掘削延長は2.0mとする。（全長が2.0m未満の時は全長）。
- また、本管上までの延長に0.5mを加算したものを掘削延長とする。（最長掘削延長は全長。実掘削延長が0.5m以下の場合は実掘削延長する。）
- (2) 車道部の仮復旧の合材について
- 車道部を掘削した際の仮復旧時の舗装合材について、県市道・掘削時期等に関わらず、一律「⑤密粒度As（新20FH）」とする。（消融雪施設設置箇所の越年を除く。）
- (3) 掘削幅について
- 占用工事における掘削幅は、一律、市道の単独溝55cm、県道の単独溝及びガス水道の共同溝は60cmを基本とするが、水道φ30mm以上、又はガスφ75mm以上のい

ずれかの引込管を布設するガス水道の共同溝の掘削幅を 70 cm とする。

(4) 土留め施工の徹底について

「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）第 41」（国土交通省）に「切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5m を越える場合には、原則として、土留工を施すものとする。」と規定されているので、基準に則り適正に安全な施工をすること。

(5) 火災・爆発事故の防止について、ガスの放出を伴う作業にあつては、作業場所近くに消火器を準備するとともに、「火気注意」の表示（看板）を行い、周囲への注意喚起を徹底すること。

(6) 塩害の発生が考えられる場所でのガスメーターユニットの使用について

検定満期ガスメーター取替時等に著しい錆の発生等の報告が数多くあったことを踏まえ、塩害被害が予想される海岸地区では被覆鋼管による組み上げ配管施工を指示する場合がある。（メーターユニオン及び連結金具は局支給）。

(7) 敷地内（民地内）共同管では、幹となる管からの分岐部で不使用管の閉塞（チーズ部を撤去し直管にする。）を行うこと。

なお、幹となる管であるかの判断は局で行うものとするが、その工事費は局負担となるので事前協議を行うこと。

(8) 既設給水管を使用して装置工事（新築等）を行う場合には、錆詰まりが想定されるので、事前調査を確実にを行い、正規な水圧で水道が出ることを確認すること。出が悪い状況等があれば報告すること。

(9) PE 標示リングについて

- ① 本管取出（供給管）～灯外内管（埋設部）がすべて PE 管の時に設置すること。
- ② 集合住宅の場合、最上流側のメーターのみ設置とすること。

(10) システムキッチン下、コンロ接続を（接続具）金属可とう管で施工する場合は、屋外用を推奨しています（フライパン・鍋等の出し入れで、屋内用は傷によりガス漏れのおそれがあります。）。

(11) ガス・水道管取出し工事（道路掘削）を行う場合は、工事の前日までに必ず連絡すること。

- (12) 公道掘削において、標準掘削幅より過大な工事が散見されが、標準掘削幅を超える理由がある場合は積算変更するため都度協議すること。
- (13) 公道部の取出し工事を実施した場合には、工事完了後に仮復旧した出来形（実測）の平面図を提出すること。出来形の測定は 5cm 単位に切り上げて図面を作成すること。
- (14) 給湯器の凍結抑制のため、給湯器の露出部の保温は確実にを行うこと。また、お客様宅へ工事で伺った際、露出部の保温部を十分点検し保温材の劣化等で配管が露出している場合は、修理を行うこと。
- (15) 標示杭、民地用ボックスの設置について
 - ① 標示杭の「ガス水道管引込位置」の面は道路側、「上越市ガス水道局」の面は敷地内側とすること。
 - ② 民地用ボックスの三角（△）印は埋設管と水平方向で設置すること。

4 装置工事受付システム入力関連

- (1) ガス水道装置工事申込書兼竣工書の内容（特に工事場所、工事場所住所）と装置工事受付システムの入力内容が一致していることを確認すること。
- (2) 小規模工事で、ガス水道メーターの取替が必要な場合は申込時にシステム入力すること。同じく小規模工事で、解体工事等により民地内閉塞処理する場合、竣工時に実施工事数量をシステム入力すること。
- (3) ガス水道局から工事申込者及び指定工事業者への請求及び支払いが無いものについてはシステム入力しないこと。（例：ガス舗装本復旧費、ガス水道不使用管処理の舗装本復旧費）
- (4) ガス内管で異径部材を使用する場合は口径の大きい方で数量入力すること。ただし、ガス内管の PLS トランジション 30A×25A は 40A 欄に数量を入力すること。
- (5) 白角ニップルやブッシングは、ソケットとして個数計上すること。

5 その他

- (1) 管理図閲覧用パソコンのパスワード管理を社内で徹底すること。

- (2) 本管配管図、内管図の閲覧希望する場合は、必ず閲覧申請に必要事項を記載すること。内管図を閲覧する場合は、所有者の承諾書を提出すること。
- (3) 工事代金の支払者が指定工事事業者以外の場合、個人情報となる金融機関、口座番号等について別途様式にて申請すること。
- (4) 灯外内管白ガス管対策、及び、公道鉛管対策の場合は既設管と新設管の配管状況が確認できる写真が必要となるため、竣工時提出すること。